

電力需給調整機能としての EV 活用促進事業公募要領

目次

1	事業目的.....	1
2	本事業の概要	1
3	公募対象.....	3
4	応募資格・要件.....	4
5	費用負担等	6
6	免責事項、注意事項等.....	9
7	応募手続等	10
8	質問の受付及び回答	11
9	グループの選定審査	12
1 0	成果物の取扱い	12
1 1	個人情報及び機密情報の取扱い.....	13
1 2	その他	13
1 3	問合せ先	14
1 4	用語集	15

1 事業目的

東京都（以下「都」という。）は、「2050年CO₂排出実質ゼロ」に貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向け、都内で新車販売される乗用車を2030年までに100%非ガソリン化することを目指している。

将来、EVや再生可能エネルギーが大量普及した際には電力系統の不安定化が懸念され、その影響を低減するためにEVは移動手段としての役割だけでなく、分散型電源として調整力を生み出す低圧リソースとしての活用が期待される。しかし、EVの持つ機能を最大限活用するためには、EV利用事業者の事業性確保と低圧リソース活用を両立させなければならない。

本事業では、EV利用事業者にとってコストメリットがあるモデルを構築するため、エネルギーマネジメント（EM）、デマンドレスポンス（DR）、V2Xなどの電力需給調整リソースとしてEVを活用した取組を実施し、それらの効果を検証した上で、課題の抽出を行い、EVの普及拡大と電力系統の安定化を両立させる施策実施につなげることを目的とする。

本要領は、本事業において都と協定を締結し、業務用EVを電力需給調整リソースとして活用する実証に協力する事業者を募集するために必要な事項を定めるものである。

2 本事業の概要

(1) 実施内容

本事業は、小売電気事業者、アグリゲーションコーディネーター、エネルギーマネジメント事業者（リソースアグリゲーター）及びEV利用事業者（以下「事業実施者」という。）が主体となって実施する。

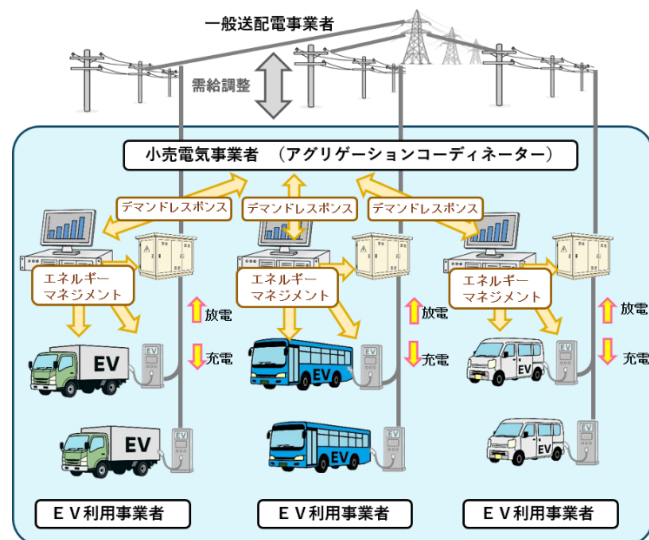
事業実施者は、実証を円滑に実施するために必要な実施体制及び連絡体制を構築するとともに、必要な設備の導入等を含む事業計画を作成する。

実証は、業種ごとの車両運用特性等の違いを考慮し、複数業種のEV利用事業者を対象として実施し、EV利用事業者の事業性を確保しつつ、業種別に業務用EVを電力需給調整リソースとして活用した際に創出できる便益を最大化する観点から、分析及び評価を行い、課題を抽出する。

あわせて、小売電気事業者、アグリゲーションコーディネーター等と共同で実証することで、電力需給調整市場における取引及び小売電気事業者が提供する電気料金プランによるインセンティブの付与等について検証する。

実証終了後は、その結果を踏まえ、実証において構築したモデルを都内で普及させる観点から、都内における導入ポテンシャル等の調査を行った上で、施策提案を行う。

なお、本事業の実施に当たっては、本公募とは別に都が契約する実証支援事業者が関与し、都、事業実施者及び実証支援事業者が連携して、事業計画の具体化、関係者間の調整、実証の運営、データの取得及び分析、成果の取りまとめ等を行うものとする。



実証イメージ図

(2) 事業期間

事業期間は、令和8年度から令和10年度までとする。各年度における主な実施内容は、次のとおりである。

年度別の主な実施内容

年度	主な実施内容
令和8年度	公募、事業計画の策定、システム設計
令和9年度	事業実施者への設備導入、システム実装、実証の開始※
令和10年度	実証の実施、実施結果の取りまとめ、実証後調査

※実証は、令和9年度中に開始するものとし、季節変化による変動を考慮し、約1年間の実証を実施する予定

(3) 本事業における関係者の役割

ア 都

本事業の全体統括を行う。

イ 実証支援事業者（本公募とは別に都が契約する。）

本事業における実証の主体ではなく、第三者の立場から、事業の運営・調整窓口として、事業全体の進捗を管理する。

また、事業実施者と調整の上、事業計画を作成し、その実現に向けて必要となる技術的な助言・提案を行う。

さらに、実証において充放電量や車両運行データなどの実証データの分析、EV利用事業者における通常業務と低圧リソース活用を両立する上での課題抽出、取りまとめ等を実施する。

ウ 事業実施者

(ア) 小売電気事業者

EV利用事業者へ電力を供給するとともに、本事業実施に適した電気料金プランの検討等により、EV利用事業者への最適な電力供給方法を検証する。

(イ) アグリゲーションコーディネーター

EV 利用事業者等と調整の上、電力需給調整市場での取引等により、業務用 EV を電力需給調整リソースとして活用した際の便益創出に向けたシステム設計・構築・検証を行う。

(ウ) エネルギーマネジメント事業者（リソースアグリゲーター）

アグリゲーションコーディネーターの指令により、業務用 EV 等の充電及び放電を制御する。

(エ) EV 利用事業者

実証に必要な設備を導入し、本来業務と EV 運行を両立させるとともに、業務用 EV 等の充電及び放電による電力需給調整力の創出に協力する。

(4) 事業実施者の各年度の役割

事業実施者の各年度の主な役割は次のとおりとする。

ただし、具体的な役割分担等詳細は、選定後の協定において定めるものとする。

事業実施者の役割

主体	令和8年度 計画・準備	▶	令和9年度 導入・実証	▶	令和10年度 検証・展開
小売電気事業者・ アグリゲーションコーディネーター	スキーム・ 料金設計	▶	需要調整・ 実証運用	▶	効果検証・ 展開検討
エネルギーマネジメント事業者 (リソースアグリゲーター)	制御・分析設計	▶	実装・制御・ データ取得	▶	データ分析・ 改善方針整理
EV 利用事業者	車両・拠点選定	▶	設備準備・ データ提供	▶	課題整理・ 報告協力

(5) 公募に係るスケジュール

ア 公募要領等の公表	令和8年10月7日（水曜日）
イ 質問の受付	令和8年10月9日（金曜日）から10月16日（金曜日）まで
ウ 質問への回答	令和8年10月21日（水曜日）
エ 応募書類の提出	令和8年10月22日（木曜日）から11月11日（水曜日）まで
オ 審査委員会の実施	令和8年11月下旬（予定）
カ 審査結果通知	令和8年11月下旬（予定）

3 公募対象

(1) 応募単位

本公募は、業務用 EV を電力需給調整リソースとして活用する実証に協力する事業者を募集するものである。応募に当たっては、代表事業者を定め、複数の事業者で構成されたグループとして、応募するものとする。

(2) グループの構成

グループは、次に掲げる事業者により構成されることを基本とする。

グループにおいては、1 者の事業者が複数の役割を兼ねることを可とする。

また、資本関係にある会社等が同一グループに属することを認める。

ア 小売電気事業者 1 者

イ アグリゲーションコーディネーター 1 者

ウ エネルギーマネジメント事業者（リソースアグリゲーター） 事業者数は任意とする。

エ EV 利用事業者 3 者以上

オ その他、必要に応じて充放電設備又はシステムの提供事業者、データ取得・分析を担う事業者、本事業の実施に必要な役割を担う事業者等

上記アからオに掲げる事業者を以下「事業実施者等」という。

(3) EV 利用事業者の数

EV 利用事業者については、業種ごとの車両運用特性等の違いを踏まえた検証を行う観点から、原則として業態が異なる 3 事業者により実証を行うものとする。ただし、5 (3) で定める各年度の都負担上限額を超えない範囲において実証への参加が可能な場合には、3 事業者を超える参加を認める場合がある。

(4) 実証の実施範囲

実証の実施範囲は、原則として都内に限るものとする。ただし、事業の性質上、実証拠点が隣接県に所在することがやむを得ない場合は、実証拠点の一部が都内に所在し、かつ、都内での事業活動に資することを条件として認める場合がある。実証拠点到都外が含まれる場合は、当該理由について整理の上、主な事業活動が都内で実施されている説明を掲示すること。

(5) 応募時点で未確定事項がある場合の取扱い

応募時点で、未確定事項がある場合でも応募を受け付ける。ただし、3 (2) ア、イ及びエに示す事業者について、小売電気事業者 1 者、アグリゲーションコーディネーター 1 者、EV 利用事業者 2 者が確定していることを条件とする。構成員、役割分担、実施体制、費用負担、データ取得体制等の具体性は審査の対象となるため、未確定事項が多い場合又は実施体制の実現可能性が十分に確認できない場合は、審査に影響することがある。

4 応募資格・要件

(1) 事業実施者及び代表事業者の基本要件

事業実施者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 法人であること。

イ 本事業の遂行に必要な組織及び人員を有していること。

ウ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

エ 事業の実施に必要な営業上の許可、免許等を有していること。

また、代表事業者は、事業実施者から選出することとし、都との連絡調整窓口として、グループ全体の進捗管理、事業実施者との調整、実績報告の取りまとめ、費用管理及び証憑類の管理等、本事業の実施に必要な事務を統括すること。

(2) 欠格事由

事業実施者は、次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当する者
- エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経 総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者
- オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- カ 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者
- ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者

(3) 複数応募及び重複参加の取扱い

事業者が本公募の応募単位である複数のグループに参加することは妨げない。

(4) 実証に用いる設備、安全管理及び情報管理

実証に用いる設備等は、3（4）に定める実証の実施範囲において、本事業の実証に供するものであること。（一例：車両、充放電設備、エネルギーマネジメントシステム、太陽光発電設備、蓄電池設備等）

実証において車両、充放電設備、システム、通信機器等を使用する場合は、これらを安全かつ適切に管理し、事故、故障、通信障害、情報漏えい等が発生した場合に必要な対応を行う体制を有すること。

取得するデータに個人情報、機密情報又は営業上・技術上の機微な情報が含まれる場合は、関係法令等を遵守し、当該情報を本事業の実施に必要な範囲で適切に取得、管理及び利用すること。

なお、IoT 機器を使用する場合は、JC-STAR 制度における適合ラベル取得機器の使用を基本とする。

(5) 応募後の変更

応募後にグループ構成、役割分担、実施内容その他提案の前提となる事項に変更が生じる場合は、速やかに都に申し出ること。都は、変更内容が本事業の実施又は審査結果に重大な影響を及ぼすと判断した場合、必要な協議、追加資料の提出を求め、再審査を行うことがあるほか、選定を取り消すことがある。

5 費用負担等

(1) 都の費用負担の考え方

都は、本事業の実施に際して必要となる経費について、その一部を負担する。負担の対象となる経費及び上限額は、本要領に定めるとおりとする。ただし、都が負担する経費は、本事業での実証に係る部分のみとする。

実証の一部に都外の活動を含む場合において、当該活動が本事業の実施に必要であり、かつ、都内における事業活動に資すると都が認めるときは、必要最小限の経費に限り、対象経費として認める場合がある。ただし、対象経費は実証内容等を踏まえ、精査の上決定する。都外の活動については、都の補助金を活用できない場合があることに留意し、活用を予定する補助制度の実施要綱等を確認の上、補助対象となるか判断すること。

(2) 都が負担する対象経費

都が負担する経費は、次の全ての条件を満たすものとする。

ア 本事業の実施に必要な経費であること。

イ 事業期間内に契約、履行又は取得及び支払が完了した経費であること。

ウ 用途、単価及び規模等の確認ができ、本事業に係る経費として明確に区分して経理処理できる経費であること。

実証期間中に本事業以外にも活用する設備、システム等がある場合は、本事業の実施に必要と認められる範囲の経費を対象とする。

本事業において都が負担する対象経費

対象区分	費目	内容
小売電気事業者及びアグリゲーションコーディネーター	システム構築費	本事業に必要なシステムの設計、開発、構築等に係る経費
	人件費	本事業に必要なシステムの構築、運用等に係る人件費
	その他	その他、都が本事業の実施に当たり必要と認めた経費
エネルギーマネジメント事業者（リソースアグリゲーター）	エネルギーマネジメントシステム構築費	エネルギーマネジメントシステムの設計、開発、構築等に係る経費
	人件費	エネルギーマネジメントシステムの構築、運用等に係る人件費
	その他	その他、都が本事業の実施に当たり必要と認めた経費

EV 利用事業者	設備等導入費	本実証に係る設備等の導入費（本実証との関連を明確に示せるものに限る。）
	設備等改修費	本実証に係る設備等の改修費（本実証との関連を明確に示せるものに限る。）
	その他	その他、都が本事業の実施に当たり必要と認めた経費
次に掲げる経費については、都が負担する費用の対象としない。 一 本事業に用いる車両の購入に係る経費 二 本事業の完了後においても必要となる経常経費 三 本事業の実施に必要と認められない経費 四 領収書等により支払の事実が確認できないもの 五 本事業の実施期間外に使用した経費		

(3) 都の負担上限額

都の負担額は、対象経費の範囲内（1事業者当たり、かつ、総額）で、その2分の1を上限とする。ただし、対象区分ごとの負担額は、次表に掲げる額を上限とする。

負担金の精算は、単年度ごとに行い、年度をまたぐことはできない。

都の負担上限額（単位：千円）

区分	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	事業期間全体
小売電気事業者及びアグリゲーションコーディネーター	1事業者※1	19,000	23,000	8,000	50,000
エネルギーマネジメント事業者（リソースアグリゲーター）※3	1事業者当たり※2	10,000	15,000	5,000	30,000
	総額	30,000	45,000	15,000	90,000
EV 利用事業者※4	1事業者当たり	0	50,000	0	50,000
	総額	0	150,000	0	150,000

※1 1事業者が小売電気事業者及びアグリゲーションコーディネーターの役割を兼ねる場合を想定しての記載。それぞれの役割を異なる事業者が担う場合は、2事業者合算の上限額とする。

※2 エネルギーマネジメント事業者（リソースアグリゲーター）1者が複数のEV利用事業者に対し役割を果たす場合は、各年度において総額を超えない範囲で、1事業者当たりの上限額に役割を果たすEV利用事業者数を乗じた金額を上限額とする。

※3、※4 事業者数が3者を超える場合も、1事業者当たり及び総額の負担上限額は同様とする。

(4) 補助金等との関係

原則として、活用が可能な既存の都その他の補助金は活用するものとする。都は、本事業の実施に必要な経費について、既存の補助金額を除いた額に対して、本事業内で負担する。ただし、同一の経費について、都その他の補助金、助成金その他の公的支援制度による重複交付を受けることはできない。

事業実施者が補助金、助成金その他の財源の活用を予定する場合は、対象費目、見込み額、重複交付に該当しないことを確認できる情報を費用計画書に記載すること。

(5) 費用計画書の記載事項

代表事業者は、応募時に提出する費用計画書において、費目、概算金額、発生年度、補助金の活用見込み等を記載すること。

なお、金額は消費税及び地方消費税を除く税抜き額で記載すること。

費用が複数年度にわたって発生する場合又は年度をまたぐ契約、設備導入、システム実装等を予定する場合は、当該費用がどの年度に属するかを明確に記載すること。

(6) 負担金の支払い及び証憑類の整備

本事業において、都が負担する費用の申請及び実績報告は、原則として半期ごとに、代表事業者が取りまとめるものとする。

代表事業者は、費用の妥当性及び支払の事実を確認できるよう、見積書、契約書、請求書、領収書、納品書、作業報告書その他必要な証憑類を、善良な管理者の注意をもって管理し、整備しなければならない。都は必要に応じて、本事業の実施に必要な証憑類の提出を求めることがある。

費用負担の詳細、支払条件、精算方法、証憑類の提出方法その他の取扱いについては、選定後、代表事業者等との協議を踏まえ、協定及び覚書において定める。

なお、公募開始時点で想定する負担金の支払方法は以下のとおり。

【想定する支払方法】

- ・都は、代表事業者の申請に基づき、内容を審査した後、代表事業者へ都が負担する費用を支払う。
- ・代表事業者は費用の支払いを受けた後、協定及び覚書で定める方法で事業実施者内における分配を行う。

(7) 利益等排除について

都が負担する対象経費の中に事業実施者の自社製品の調達又は資本関係にある会社等からの調達分を含む場合（工事を含む。以下同じ。）は、利益等排除の対象とし、以下の方法により対象経費から利益相当額の控除を行うものとする。

なお、他の会社を経由した場合や、いわゆる下請事業者を通じた調達であっても、実質的に自社又は資本関係にある会社等からの調達と認められる場合は、利益等排除の対象となることがある。

なお、親会社、子会社、関連会社及び関係会社の定義は、原則として財務諸表等規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条による。ただし、形式上これに該当しない場合であっても、実質的な支配関係等が認められるときは、利益等排除の対象と判断することがある。

ア 自社からの調達を含む場合

調達品の製造原価又は工事原価（以下「原価」という。）をもって対象経費とする。

なお、原価を証明できない場合には、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行うものとする。

イ 申請者の子会社並びに申請者の親会社であって他の会社の子会社でない会社及び当該親会社の子会社からの調達を含む場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請事業者の場合も含む。）

上記アと同様とする。ただし、原価を証明できない場合には、調達先の直近年度の決算報告書（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

ウ 上記イを除く関係会社からの調達を含む場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請事業者の場合も含む。）

調達品の原価と調達品に対する販売費及び一般管理費（以下「経費等」という。）の合計を対象経費とする。なお、原価及び経費等を証明できない場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

利益等排除に該当する場合は、以下の書類を提出すること。

- ・ 製造原価を証する書類
- ・ 調達先の直近年度の決算報告書（単独の損益計算書等）
- ・ 持株比率が記載された資料（直近年度の単独の損益計算書等）
- ・ その他、都が必要と認める資料

6 免責事項、注意事項等

次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。

- (1) 資金調達、物価及び金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクは、事業実施者の負担とする。
- (2) 事業実施者は、実施する業務において、全ての責任を負うものとする。
- (3) 事業実施者は、本事業の適切な遂行を確保する必要があると都が認めるときに、都が実施する事業実施者の営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じなければならない。
- (4) 都が本事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、事業実施者は、都と協議の上、具体的な改善策を実施すること。

7 応募手続等

(1) 応募書類

代表事業者は、次の書類のうちアからクまでの書類を作成し、電子媒体（Word、PowerPoint 等作成時の元データ及び当該データを PDF に変換したデータ）で 1 部を都に提出するものとする。

オからクまでの書類については、全ての事業実施者について各 1 部、代表事業者がとりまとめ、都に提出するものとする。提出期限までに応募書類を提出できない場合は、その理由及び提出予定日を記載した書面を提出すること。

なお、紙に出力し A 4 伴のファイルに綴じたもので提出することも可とするが、このときは、正本 1 部（両面印刷）、副本 4 部（両面印刷）及び電子媒体 1 部（DVD-R に元データを保存したものとする。）を都に提出するものとする。

ア 応募申込書 様式 1

イ 提案書表紙 様式 2

ウ 提案書 詳細の記載内容は様式 3 を参照すること。

エ 費用計画書 様式 4

オ 会社概要（設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高等）

カ 法人の履歴事項全部証明書（写し）（発行日から 3 か月以内のもの）

キ 定款又は寄付行為（写し）

ク 過去 3 事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる計算書面（写し）

また、応募書類の提出後において、詳細確認等を行うため、追加で資料の提出を求める場合や都から電話で確認を行う場合がある。

(2) 提出方法

原則として電子データにより提出することとする。ただし、やむを得ない場合は郵送又は持ち込みによる提出も可とする。

電子データにより提出する場合は、まず(3)の提出先に、応募希望のメールを送信すること。その後、都から大容量ファイル送信先 URL を案内するので、大容量ファイル送信先 URL に応募書類一式を提出するものとする。

メールに応募書類を添付しての提出は行わないこと。

応募希望メール受領日から数日以内に都から確認のメール、大容量ファイル送信先 URL 案内メールを送付する。都から連絡がない場合は、都に対し電話で到達の確認をすること。

(3) 提出先

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 20 階中央

メールアドレス：S0291502@section.metro.tokyo.jp

(4) 応募書類の提出期間

ア 電子データによる方法

令和8年10月22日(木曜日)から同年11月11日(水曜日)午後5時受信分まで

イ 郵送による方法

令和8年10月22日(木曜日)から同年11月11日(水曜日)まで(必着)

ウ 持参による方法

土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)を除き、午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く。)までに提出先に持ち込むものとする。

(5) 提出後の辞退

応募書類の提出後に本事業への公募を辞退する場合は、様式6「辞退届」を提出することとする。

(6) 提出後の取扱い

応募書類の提出後は、提出書類の差替え、追加又は修正は、都が必要と認める場合を除き、原則として認めない。なお、応募に要する費用は、全て代表事業者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(7) 提案書等の著作権について

提出された提案書等の著作権は、提出した事業者に帰属するものとし、提案書等の作成に当たり利用許諾を得ずに第三者の著作物を使用した場合等の責めは、全て代表事業者に帰することとする。

8 質問の受付及び回答

本事業に関して質問事項がある場合は、次の方法によること。

(1) 質問方法

様式5「質問表」に必要事項を記載の上、(2)の受付先に電子メールにて送付すること。
なお、電話や訪問等、電子メール以外の方法による問合せについては、対応しない。

(2) 受付先

東京都産業労働局 産業・エネルギー政策部 事業者エネルギー推進課

メールアドレス：S0291502@section.metro.tokyo.jp

(3) 受付期間

令和8年10月9日(金曜日)から10月16日(金曜日)午後5時受信分まで

(4) 回答

令和8年10月21日(水曜日)までに、東京都産業労働局のホームページ上に掲載する。原則として個別回答は行わない。

9 グループの選定審査

(1) 審査の手続き

ア 都は、提出された応募書類及び代表事業者が実施するプレゼンテーションを元に、審査委員会において審査し、本事業の目的の達成に有効と認められるグループを1グループ選定する。

イ 応募書類の内容について、審査委員会に先立ち、代表事業者を確認を行うことがある。

ウ 選定可能なグループがいなかった場合は、選定グループなしとすることがある。

(2) 審査基準

審査は、別紙1の基準に基づき行う。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、応募のあった全ての代表事業者に対して通知する。

(4) 応募書類の著作権

都は、応募書類の内容について、選定に係る審査のために、代表事業者の承諾を得ることなく使用できるものとする。

(5) 選定結果の取消し

都は、グループを選定した後において、応募内容に虚偽のあることが判明した場合や協定等を締結しない場合など、この要領に定める手続きに違反したときは、選定を取り消すことができる。

(6) 提案書の変更

都は、グループを選定した後において、提出した提案書について、協議の上、必要な変更を求めることができる。

(7) 代表事業者等の公表

都は、グループを選定した後において、代表事業者等の名称を東京都産業労働局ホームページ等において公表する。

(8) 協定締結

都は、グループを選定した後において、原則として、代表事業者との間で実施内容、実施体制、スケジュール、役割分担等本事業の実施に係る協定を締結する。

10 成果物の取扱い

- (1) 本事業において作成され、既に他の所有権を有するものを除く一切の成果物及び中間成果物に関する権利は全て都に帰属するものとする。著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を都に無償で譲渡するものとする。

- (2) 本事業により得られる著作物の著作権者人格権について、事業実施者等は将来にわたり、行使しないこととし、また、事業実施者等は制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないこと。
- (3) 事業実施者等は、本事業の成果物及び素材等が第三者の著作権を侵害していないことを保証し、万が一第三者の著作権等に抵触し紛争等が生じた場合は、事業実施者等の責任と負担において処理すること。
- (4) 事業実施者等は、成果物を複製し、これを第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、都が承認した場合はこの限りでない。
- (5) 都は成果物等を事業実施者等の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、事業実施者等が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、事業実施者等又は当該第三者に留保されるものとする。

1 1 個人情報及び機密情報の取扱い

- (1) 事業実施者等は、本事業における個人情報及び機密情報の取扱いについて、「個人情報に関する特記事項」（別紙 2）及び「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」（別紙 3）に記載する内容を遵守すること。
- (2) 事業実施者等は都の保有する個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うこと。
- (3) 都は事業実施者等が個人情報保護に関する義務違反又は義務を怠った場合、事業実施者等に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。
- (4) 上記責務及び秘密保持に必要な事項は、以下のとおりとする。
 - ・ 都の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止
 - ・ 都の保有する個人情報の複写及び複製を禁止する。
 - ・ 事業終了後、1 週間以内に都の保有する個人情報の記載のある提供資料等を返還すること。
 - ・ 実施業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が厳重な注意を払い都の保有する個人情報を管理すること。
 - ・ 都が必要に応じて行う都の保有する個人情報の管理状況についての立入調査に対応すること。
- (5) その他、本事業に際して必要な都の保有する個人情報の保護に関する事項については、都と協議の上取り扱うこと。

1 2 その他

(1) 実証範囲の変更

選定後、実証場所、車両又は設備等の所在地、車検管轄地その他実証範囲に関する前提に変更が生じる場合は、速やかに都に申し出ること。

1 3 問合せ先

本公募に関する問合せは、原則として電子メールにて行うこととする。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

東京都産業労働局 産業・エネルギー政策部 事業者エネルギー推進課

メールアドレス：S0291502@section.metro.tokyo.jp

電話番号：03-5000-8004

1.4 用語集

用語	説明
業務用 EV	営業・輸送・業務運用等に使用される電気自動車をいう。
電力需給調整	電力系統等の需給バランスを保つために、EV や蓄電池、発電設備等を活用して、電力の消費量又は供給量を調整することをいう。
電力需給調整リソース	電力需給調整に活用可能な設備等をいう。
分散型電源	火力発電所等の集中型電源に対して、需要地に近接して分散配置される発電設備や蓄電池等をいう。
低圧リソース	電力需給調整に活用可能な低電圧の EV バッテリーや蓄電池等をいう。
エネルギーマネジメント (EM)	業務用 EV の充放電量や事業所等の電力使用状況を把握するとともに、電力使用量を制御し、エネルギー利用の最適化を図る取組をいう。
デマンドレスポンス (DR)	業務用 EV の充電時間、充電量、放電等を調整し、電力の需要と供給のバランスをとる取組をいう。
V2X	業務用 EV と建物、拠点設備、電力系統等との間で電力を相互融通する仕組みをいう。
小売電気事業者	EV 利用事業者へ電力を供給する事業者をいう。
アグリゲーションコーディネーター	エネルギーマネジメント事業者 (リソースアグリゲーター) へ制御指令を出し、電力需給バランスの調整を図るほか、調整可能な電力を束ね、電力需給調整市場での取引等を行う事業者をいう。
エネルギーマネジメント事業者 (リソースアグリゲーター)	アグリゲーションコーディネーターからの制御指令等により、業務用 EV 等の充電及び放電を制御する事業者をいう。
EV 利用事業者	本来業務と EV 運行を両立させるとともに、業務用 EV 等の充電及び放電による電力需給調整力の創出に協力する事業者をいう。
実証支援事業者	都が別途契約する「電力需給調整機能としての EV 活用促進事業における実証支援業務委託」の受託者で、本事業の実証運営や関係者調整等に携わる事業者をいう。
事業実施者	グループのうち、小売電気事業者、アグリゲーションコーディネーター、エネルギーマネジメント事業者 (リソースアグリゲーター)、EV 利用事業者のことをいう。
代表事業者	グループの代表として、都及び実証支援事業者との連絡調整、応募書類の取りまとめ、構成員間の調整、採択後の協議対応、実績報告の取りまとめ、費用管理及び証憑類の管理等を担う主体をいう。
事業計画	採択後、都、実証支援事業者及び事業実施者が協議し、実証内容、実施体制、スケジュール、取得データ、評価方法、費用負担等を具体化した計画をいう。
費用計画書	応募時に、実証に要する概算費用、発生年度、負担予定主体、補助金等の活用見込み及び積算根拠を記載する書類をいう。最終的な費用計画等は採択後の協議により定める。
協定	都と代表事業者との間で締結する、本事業の実施に関する文書をいう。役割分担、費用負担、遵守事項、協議事項、成果物の取扱い等を定める。